

／ 日本一楽しいこどもの権利ドリル ／



いわき市 × うんこドリル

こどもの^{けん}権利^り

わかりやすい
解説イラスト付き

うんこと
こどもの権利の
コラボに成功！

うんこ先生

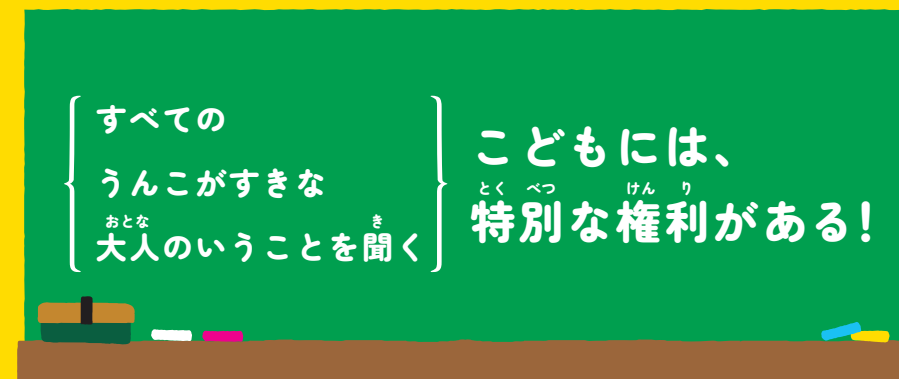
こどもの権利について
よくわかる！





もんだい1

けん り
こどもの権利について、
ただ こと ば
正しい言葉をえらぼう!



こたえ1

すべてのこどもには、特別な権利がある！



なぜ？

人にはだれにでも、人として幸せに生きるためにひつような権利「人権」がある。これから大人になっていくこどもたちには、こどもたちのための特別な権利もあるのじゃ！その権利は男の子か女の子か、どの国の生まれか、肌が何色か、お父さんやお母さんがどんな人か、お金持ちかどうか、心や体に障がいがあるかどうかとか関係なく、すべてのこどもにあるのじゃ！

もんだい2



けんり
こどもの権利について、
ただ こと ば
正しい言葉をえらぼう！

かん けい
こどもに関係のあることをするときは

{ こども おとな うんこ }	にとって、 もっとも	{ いい わる 悪い くさい }	ことは何かを なに だいいち かんが 第一に考える！

こたえ2

こどもに関係のあることをするときには「こども」にとって、
もっとも「いい」ことは何かを第一に考える！



なぜ？

こどもに関係する何かが決められたり、行われたりするときは、こどもにとってもっともいいことは何かを第一に考えられなければならない。これも、こどもの権利なのじゃ！
「もっともいいこと」=「キミの望み通りのこと」ではないぞい！
もしキミたちに関係することで、ちゃんとこどものことが考えられていないと思えることがあれば、どうしてそうなったのか、大人と話し合ってみてもいいかもしれんのう！

もんだい3



こどもには { のびのびと
おずおずと
ぶりぶりと } 成長して生きる権利がある！

こたえ3

こどもには「のびのびと」と成長して
生きる権利がある！



なぜ？

キミたちには、自分の力を伸ばし、いかして、元気に
成長し生きていく権利があるのじゃ！

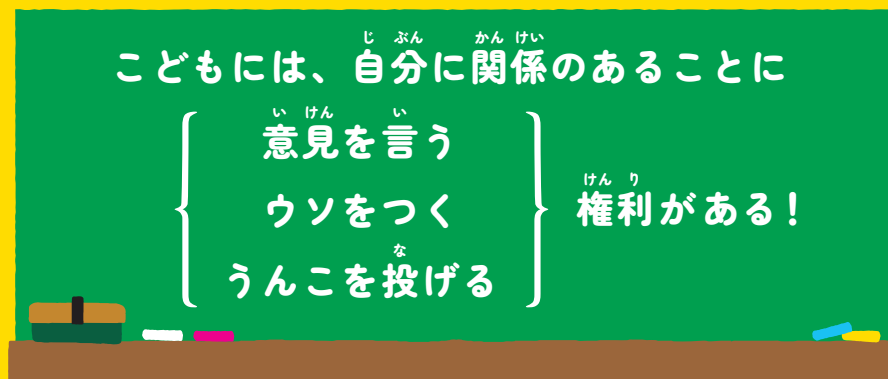
そのために、お医者さんにケガや病気をみてもらったり、
いろいろなことを勉強したり、毎日ちゃんとごはんを食
べたりする権利もある！

もしキミにそうさせてくれない人がいたら、ほかの大人
たちに相談してほしいのじゃ！

もんだい4



こどもの権利について、
ただ こと ば
正しい言葉をえらぼう！



こたえ4

こどもには、自分の関係あることに
「意見を言う」権利がある！



なぜ？

こどもには自分に関係することに、自由に意見を言う
権利がある。大人もそれをきちんと聞いて、その意見に
ついて考えなければならないのじゃ！

こどもの意見を聞くための相談窓口などもあるから、
意見や言いたいことがあれば、相談してほしいのじゃ！
相談窓口は最後のページにのっておるぞい！

もんだい5

こどもの権利についてだんだんわかってきたかのう？
では、最後の問題じゃ！

この2つに
共通することは？

こどもの権利

トイレでのうんこの仕方



こたえ

こたえは…

「^あどちら^{まえ}も^あ当たり^{まえ}前^しのこと^し」じゃが、
わすれ^しないで^あほしい^{まえ}の^しじゃ！

トイレ^{しかた}での^あうんこ^{まえ}の^し仕方^しなんて^あ当たり^{まえ}前^しに^あ知^しって^あお^しる^しこと^しじゃ。

でも、もし^あわす^あれた^あら、^あたい^あへ^あんな^あこと^あになる^あの^あう！

こども^{けんり}に^あ権^あ利^あがある^あのも^あ当たり^あ前^あのこと^あじゃ！

そして、それが^{まも}守^あられる^あことも、^あ当たり^あ前^あで^あなく^あて^あはい^あかん！

しかし、もし^{けんり}その^{まも}権^{けんり}利^{まも}が^{けんり}守^{けんり}られ^{けんり}な^{けんり}か^{けんり}つ^{けんり}た^{けんり}と^{けんり}き、

キミ^{けんり}たち^{けんり}が^{けんり}こ^{けんり}ど^{けんり}も^{けんり}の^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}につ^{けんり}いて^{けんり}知^{けんり}ら^{けんり}な^{けんり}か^{けんり}つ^{けんり}たり、^{けんり}わ^{けんり}す^{けんり}れ^{けんり}て^{けんり}い^{けんり}たら、

^い意^{けん}見^{けん}を^{けん}言^{けん}つ^{けん}たり^{けん}助^{けん}け^{けん}を^{けん}も^{けん}と^{けん}め^{けん}た^{けん}り^{けん}す^{けん}る^{けん}こ^{けん}と^{けん}も^{けん}で^{けん}き^{けん}ない^{けん}か^{けん}も^{けん}し^{けん}れ^{けん}ん！

今日^{きょう}教^{おし}えた^{けんり}のは、^{いちばん}一^{けんり}番^{けんり}キ^{けんり}ホ^{けんり}ン^{けんり}の^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}じゃ！

こども^{けんり}の^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}につ^{けんり}いて^{けんり}よ^{けんり}く^{けんり}知^{けんり}つ^{けんり}て、^{ひと}お^{けんり}う^{けんり}ち^{けんり}の^{けんり}人^{けんり}た^{けんり}ち^{けんり}と^{けんり}も^{けんり}い^{けんり}っ^{けんり}しょ^{けんり}に

^{かんが}考^{けんが}えて^{けんが}み^{けんが}て^{けんが}ほ^{けんが}しい^{けんが}の^{けんが}じゃ^{けんが}〜！

まとめ

こどもの^{けんり}権^り利^りの^{けんり}キ^りホ^りン

☑ すべての^{とく}こ^{べつ}ども^{けんり}には、
特^{とく}別^{べつ}な^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}がある！

☑ こども^{かん}に^{けい}関^{かん}係^{けい}の^{かん}あ^{けい}る^{かん}こ^{けい}と^{かん}を^{かん}す^{かん}る^{かん}と^{かん}きは
こども^{なん}にと^{なん}つ^{なん}て、^{なん}も^{なん}つ^{なん}と^{なん}も^{なん}い^{なん}い^{なん}こ^{なん}と^{なん}は
何^{なん}か^{なん}を^{なん}第^{なん}一^{なん}に^{なん}考^{なん}え^{なん}る！

☑ こども^{せい}には^{ちよう}の^{せい}び^{ちよう}の^{せい}び^{ちよう}と^{せい}成^{せい}長^{ちよう}して
生^いき^{けんり}る^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}がある！

☑ こども^じには、^{ぶん}自^{かん}分^{けい}の^{かん}関^{かん}係^{けい}あ^{かん}る^{かん}こ^{けんり}と^{けんり}に^{けんり}意^{けんり}見^{けんり}を^{けんり}言^{けんり}う^{けんり}権^{けんり}利^{けんり}がある！



こどもの権利条約 4つの原則

1 差別の禁止 [差別のないこと]

すべてのこどもは、人種、性別、言語、障がい、家庭の事情などに関係なく、平等に扱われ、同じように権利をもつことが認められています。どんな理由であっても差別されません。

2 こどもの最善の利益 [こどもにとってもっともよいこと]

こどもに関わるすべての決まりごとや行動は、「そのこにとって何が一番よいか」を第一に考えて決めなければなりません。

3 生命・生存および発達に対する権利 [命を守られ成長できること]

すべてのこどもには、命を守られ、安全に生き、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療・教育・生活のための支援を受けることができます。

4 こどもの意見の尊重 [意見を表明し考慮されること]

こどもには、自分に関係することについて、自分の考えや気持ちを自由に言う権利があります。その意見は年齢や成長といった発達に応じて、大人がきちんと受け止め、しっかり考えるべきものです。

こどもの権利に関する相談窓口

こども家庭センター

名称	住所	電話番号
平地区 保健福祉センター 福祉介護係	平字梅本 21	0246-22-7457
小名浜地区 保健福祉センター 福祉介護係	小名浜花畑町 34-2	0246-54-2111
勿来・田人地区 保健福祉センター 福祉介護係	錦町大島 1	0246-63-2111
常磐・遠野地区 保健福祉センター 福祉介護係	常磐湯本町吹谷 76-1	0246-43-2111
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター 福祉介護係	内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8691
四倉・久之浜地区 保健福祉センター 福祉係	四倉町字西四丁目 11-3	0246-32-2114
小川・川前地区 保健福祉センター 福祉係	小川町高萩字小路尻 19-10	0246-83-1329
こども家庭課 家庭相談係	内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8596

相談日時 / 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始は除く。） 8:30～17:00

こどもでも大人でも、
何かおかしいと思ったら

ためらわず
相談してほしいのじゃ！





おうちの方、大人のみなさまへ



けんりじょうやく ねん こくれん さいたく こくさいてき じんけんじょうやく さいみまん
 こどもの権利条約は、1989年に国連で採択された国際的な人権条約で、18歳未満のすべての
 こどもが「ひとりの人間としての権利」をもっていることを認めたものです。日本もこの条約を
 にんげん けんり みと にほん じょうやく
 ひじゅん まも ひとり いし ぞんざい たいせつ しせい もと
 批准し、こどもを守るだけでなく、一人ひとりの意思や存在を大切にする姿勢が求められてい
 ます。大人には、条約に定められたこどもの権利を理解し、実現する責任があります。こどもの
 おとな じょうやく さだ けんり りかい じつげん せきにん
 こえ みみ かたむ あんしん せいちょう しゃかい いま わたし と
 声に耳を傾け、安心して成長できる社会をつくるのが、今あらためて私たちに問われています。

◀ まえ じょうやく ないよう そうだんまどぐち けいさい らん
 前のページに条約のくわしい内容、相談窓口を掲載しております。ぜひご覧ください。

うんこ こどもの権利 ドリル



いわき市子ども計画



いわき市子ども計画においても
 こどもの権利に重点をおいて

策定しています。ぜひご覧ください。



発行

株式会社 文響社

ホームページ <https://bunkyosha.com>

お問い合わせ info@bunkyosha.com

監修

いわき市

ホームページ

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/index.html>

令和7年度 福島特定原子力施設地域振興交付金事業